

◎新潟県告示第1017号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチル  
ブタノアート（通称名：5F－EMB－PICA、EMB－2201）及びその塩類
- (2) 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン（通称名：2-Thiothi  
inone、βk-MPA）及びその塩類
- (3) 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名：α-P  
CYP）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和3年9月4日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。